

## -平成 27 年度改正で、どう変わる？相続税・贈与税-4

前回に引き続き「相続税・贈与税」について執筆していきたいと思います。

### 5. その他の主な改正項目

- ・ 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の創設

巨額の含み益を有する株式を保有したままキャピタルゲイン非課税国に出国し、その後売却することで課税逃れを行うことが大きな問題となっています。このような課税逃れに対応するため、一定の資産家を対象に出国時の含み益に対して特例的に課税する制度が創設されました。

また実際には納税資金が不十分であることを勘案して、納税猶予（5年又は10年）の選択が可能となります。

#### (1) 制度の概要

制度の概要は次のとおりです（図表）。

#### (2) 特例の対象者

- 図表④に定める金額の合計額が、1億円以上である者
- 国外転出の日前10年以内に、国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年超である者

#### (3) その他

国外転出後5年以内に帰国をした場合など一定の場合には更正の請求を行うことができます。また外国税額との二重課税の調整も行われます。

図表 国外転出をした場合の譲渡所得等の特例

① 対象者	国外転出（国内に住所又は居所を有しないこととなることをいう）をする居住者で1億円以上の④の保有有価証券等の保有者
② 保有有価証券等	・ 所得税法に規定する有価証券若しくは匿名組合契約の出資持分（有価証券等） ・ 決済していないデリバティブ取引、信用取引若しくは発行日取引（未決済デリバティブ取引等）
③ みなし譲渡等	国外転出時に有価証券等の譲渡又はデリバティブ取引等の決済をしたものとみなす
④ 所得の金額の計算	事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額
⑤ 区分 (1) 国外転出の日の属する年分の確定申告書の提出時までに納税管理人の届出をした場合	国外転出時における④の額
(2) (1) 以外の場合	国外転出予定日の3月前の日における④の額

④有価証券等の価額に相当する金額又はデリバティブ取引等の決済に係る利益の額若しくは損失の額